

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記録名	身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳 (福祉保健部障害者福祉課保有)
	項 目	氏名、住所
目的外利用する 業務・事業の名称	「(仮称) 墨田区スポーツ振興計画」策定のためのアンケート調査(障害者向け) 業務	
目的外利用の 必 要 性	本業務では、スポーツに関するアンケート調査票を区内在住の身体障害者及び知的障害者へ送付する。このため、区がアンケート調査票を送付するに当たっては、障害者手帳所持者の氏名及び住所の情報が必要である。したがって、障害者福祉課が保有する身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳の個人情報をも目的外利用し、当該情報を抽出する必要がある。	
目的外利用の方法	身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳から、アンケート調査対象者の氏名及び住所の情報を抽出し、この情報を基に、対象者へ調査票を送付するための宛名ラベルを作成する。	
本 人 通 知	☒ できる ☒ できない(その理由) 調査票の送付を行う者に対しては、その際に併せて通知する。 調査票の送付を行わない者に対しては、目的外利用したことのみを通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。	
備 考		